

長 建 産 発 第 9 2 号
令 和 3 年 3 月 1 8 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっております。

インボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものであることから、多くの事業者の皆様には制度を理解していただき、準備や対応を行っていただく必要があります。

この度、全国建産連を通じ国土交通省ならびに関連省庁より、インボイス制度に関する説明会・研修会への講師派遣及び制度に関するパンフレットについて周知依頼がまいりました。

つきましては、貴団体として説明会・研修会の開催や講師派遣についてご希望がある場合には、別添の講師派遣要領をご参照のうえ、下記の国土交通省担当課までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

併せて、制度に関するパンフレットについて貴団体会員企業の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

☆お問い合わせ先・お申し込み先

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 担当 河村・神藤

電子メール：kawamura-n2s4@mlit.go.jp

shintoh-y2ks@mlit.go.jp

F A X : 03-5253-1555